

信託約款変更（予定）のお知らせ

当社では下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

【信託約款の名称】

ベアリング欧州株ファンド

【変更の内容】

信託期間を無期限から有期限（平成31年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日））に変更いたします。ただし、委託者が信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができる規定を設けます。

【変更の理由】

当ファンドの現在の信託規模および商品性の維持に鑑みて上記の変更を行う予定です。

【変更適用予定日】

平成30年11月30日

平成30年9月18日時点の受益者（注）で上記信託約款変更にご異議のある方は、平成30年9月18日から平成30年11月5日（当社必着）までに、当社に対し書面によりその旨をお申し出ください。

（注）平成30年9月14日以降のお申込みにより取得された受益権および平成30年9月13日以前のお申込みにより換金（解約）された受益権については異議を申し立てることができません。

上記期間中にご異議のお申し出のあった受益者の受益権の合計口数が平成30年9月18日の受益権の総口数の2分の1を超えない場合は、予定通り平成30年11月30日付で信託約款を変更いたします。

ご異議のお申し出のあった受益者は、当該ファンドの受託者に対し平成30年11月9日から平成30年11月28日の間に公正な価額で自己に帰属する受益権について、信託財産による買取を請求することができます。

なお、この信託約款の変更について、ご異議のない場合は、何のお手続も必要ございません。

以上

平成30年9月18日
東京都中央区京橋二丁目2番1号
ベアリングス・ジャパン株式会社

信託約款変更（予定）のお知らせ

当社では下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

【信託約款の名称】

ベアリング欧州株ファンド（為替ヘッジあり）

【変更の内容】

信託期間を無期限から有期限（平成31年4月26日（該当日が国民の祝日となった場合は翌営業日））に変更いたします。ただし、委託者が信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができる規定を設けます。

【変更の理由】

当ファンドの現在の信託規模および商品性の維持に鑑みて上記の変更を行う予定です。

【変更適用予定日】

平成30年11月30日

信託約款変更にあたっては、平成30年11月6日に書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。平成30年10月2日現在の受益者の方（平成30年9月28日購入申込み受付分までの受益者が対象となります。）には「議決権行使書面」を送付いたしますので、平成30年11月5日（当社必着）までに賛成または反対される旨および必要事項をご記入の上、当社に対しお送り下さい。信託約款変更については、書面決議において議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決されます。なお、投信法および信託約款の規定に基づき、受益者の方が議決権を行使されない場合（議決権行使書面のご返送がない場合）は、本件信託約款の変更賛成するものとさせていただきます。

以上

平成30年9月18日
東京都中央区京橋二丁目2番1号
ベアリングス・ジャパン株式会社